資料２－４

子どもが輝く未来に向けた提言

～　子どもの健やかな育ちを社会全体で守り支えるために　～

平成２９年９月１２日

愛知県子どもの貧困対策検討会議

子どもが輝く未来に向けた提言

愛知県では、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討していくため、平成 28 年 12 月に「愛知子ども調査」を県内全域で実施しました。

子どもの貧困対策検討会議は、「愛知子ども調査」の調査内容の検討や詳細分析を行うとともに、調査結果から施策の方向性について検討するため、平成 28 年 6 月に設置されました。以来 8 回にわたる議論を行い、子どもが輝く未来に向けた取組の方向性を示した提言を取りまとめました。

提言では、県内のすべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、「教育の機会の均等」、「健やかな成育環境」、「支援体制の充実」の 3 つの視点から、子どもの貧困対策として必要な取組を提示しています。

県においては、この「子どもが輝く未来に向けた提言」の趣旨を十分に尊重し、提言に沿った具体的事業を速やかに立案されることを要請します。さらには、平成 27 年 3 月に策定した「愛知県子どもの貧困対策推進計画」に今回の提言を適切に反映し、着実に推進されることを希望します。

また、この提言で取り上げる子どもや保護者に関わる事業には、市町村が実施主体となる事業もあります。県内のすべての市町村が、この提言に沿ってそれぞれの地域の子ども・子育て支援体制を強化されることを期待します。

最後に、「愛知子ども調査」に御回答をいただきました皆様、御協力をいただきました関係機関の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 9 月 12 日

愛知県知事　大村　秀章　殿

子どもの貧困対策検討会議

座長	日本福祉大学教授	後藤　澄江
	人間環境大学特任教授	折出　健二
	日本福祉大学准教授	末盛　　慶
	日本福祉大学准教授	中村　強士
	名古屋短期大学教授	原田　明美
	愛知県立大学教授	望月　　彰

（五十音順）

取組の視点
提言の概要
施策提言
1. 教育の機会の均等
（1） 学習意欲・習熟
（勉強したい・勉強が分かる）
①学習の習熟度の向上
②学習意欲の向上
③学習スペースの確保
◆学校での学習習熟度の向上に関する取組みの充実
◆学校以外での学習習熟度の向上に関するサポート体制の充実
◆学校に通える環境づくり
◆勉強することの意味を伝える・考える機会（授業）の提供
◆学ぶことの楽しさを感じることができる機会の提供
◆公共施設の開放・スペースの充実
◆家庭における学習スペースの確保
（2） 進学・進路
（希望する学校に行ける・進路が選択できる）
①職業を知る機会の充実
②高校・大学進学に関する支援の充実
◆学校における「職業」を考えるための機会の確保
◆企業との連携による機会の提供・プログラムの充実
◆経済的支援の充実
◆学校における情報提供の充実
◆高等学校卒業程度認定試験受験者等に対する支援の充実
（3） 体験・経験機会
（様々な体験・経験ができる）
①様々な体験・経験ができる機会の提供
②スポーツ体験・経験ができる機会の提供
③非日常の体験・経験ができる機会の提供
◆「絵本の読み聞かせ」の機会の充実
◆多様な文化・芸術に触れる機会の充実
◆スポーツができる場所・環境の充実
◆保育所・幼稚園・認定こども園・学校における非日常体験機会の充実
◆地域における非日常体験機会の充実
2. 健やかな成育環境
（1） 所得・物質的な支援
（必要な支援が受けられる・必要なものを持っている）
①物質的援助
②金銭的支援
③保護者の就労・増収支援
◆「食」の提供
◆「食」に関する家庭への啓発・支援の充実
◆副教材に関する費用負担の軽減
◆負担の大きい費用に対する支援の充実
◆保護者の就労・増収支援の充実
（2） 生活習慣・生きる力
（規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている）
①保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実
②自分で生活する能力・技術の習得機会の提供
◆保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等生活の中での指導の充実
◆子どもを通じた保護者の子育て力の向上
◆生活力の習得を目的とした授業や課外プログラムの提供
（3） 社会とのつながり
（社会や人との関係がつくれる・持っている）
①子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供
②子どもと社会とのつながりをつくる支援
③地域とのつながりをつくる支援
◆子どもと保護者で過ごす機会の提供
◆外国人の子どもと保護者へのコミュニケーションの支援
◆楽しい学校生活の実現
◆子どもの居場所の充実
◆学校施設を通じた地域とのつながりの促進
◆子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるしくみづくり
3. 支援体制の充実
（1） 支援へのつなぎ
（情報発信の充実・サポート、分かりやすいしくみ・窓口）
①支援制度等に関する情報発信の強化
②各種手続きに関するサポート体制の充実
③気になる家庭の早期発見体制の強化
◆専門機関以外での情報発信の充実
◆分かりやすい情報発信の工夫
◆情報・制度を活用できるようにするためのサポート体制の充実
◆窓口への来訪機会の創出
◆ライフライン関係機関との連携
（2） 途切れのない支援
（機関・職種間での役割分担・連携）
①相談・サポートに対する抵抗感の払拭
②成育記録・情報に関する共有・引き継ぎの徹底
③各専門機関・専門職の役割の明確化・見直し
◆子育て支援事業における専門職と保護者のかかわりの充実
◆医療機関と保健・福祉との連携
◆引き継ぎしやすい成育情報の管理、共有等の整備
◆受入機関が子どもを知る機会の確保
◆専門職間のネットワーク構築
（3） 支援者の確保
（支援者の育成、確保のためのしくみ、適正配置）
①適正な人員配置体制
②ＮＰＯなどの支援団体の確保・育成
③ボランティア等の支援者の確保
◆人員配置の適正化
◆専門職の雇用の安定化
◆支援団体の活動支援
◆支援団体のネットワーク構築
◆大学との連携
◆自治体としてのボランティア人材バンクの構築
◆学習支援ボランティアの対象年齢の拡大

1. 教育の機会の均等

(1) 学習意欲・習熟(勉強したい・勉強が分かる)

① 学習の習熟度の向上

◆ 学校での学習習熟度の向上に関する取組みの充実

学校において高校・大学への進学や、社会での自立が可能な基礎学力を身につけられるよう、指導を充実させること。その基礎的環境づくりとして、義務教育段階における少人数学級の更なる充実を図ること。

また、家庭における学習習慣を身につけさせるとともに、下校後の学習時間を確保するため、学校において自宅学習のサポートを行うこと。

◆ 学校以外での学習習熟度の向上に関するサポート体制の充実

学習習熟度を向上させるため、身近な地域で学習支援事業(無料学習塾)を実施するとともに、外国人の子ども向けの日本語学習教室に対する助成を行うこと。

◆ 学校に通える環境づくり

学校におけるカウンセリング機能を高めるため、小・中学校及び高校におけるスクールカウンセラーの充実を図ること。

また、家庭における問題や高校中退等に対応するため、小・中学校及び高校におけるスクールソーシャルワーカーの充実を図ること。

② 学習意欲の向上

◆ 勉強することの意味を伝える・考える機会(授業)の提供

学習への意欲は、学習の習熟度に大きく関係していることから、将来の仕事や生活を描き、勉強する意味や目的を考える機会を与えるため、様々な職業や大人と接する機会を設けること。

◆ 学ぶことの楽しさを感じることができる機会の提供

学校や家庭における問題や悩みを相談できるよう、小・中学校及び高校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの充実を図ること。

また、子どもが身近なテーマを学ぶことで、勉強に興味・関心を持つことができるよう、授業内容と方法を工夫するとともに、地域住民や企業、自治体職員による出張講座等の機会の提供・充実を図ること。

③ 学習スペースの確保

◆ 公共施設の開放・スペースの充実

子ども部屋や勉強机のない子どもが落ち着いて勉強できるよう、公共施設における自習スペースの充実や学校の教室等の開放を行うこと。

◆ 家庭における学習スペースの確保

家庭における子どもの学習スペースを確保するため、住環境の整備を図る施策について検討すること。

(2) 進学・進路(希望する学校に行ける・進路が選択できる)

① 職業を知る機会の充実

◆ 学校における「職業」を考えるための機会の確保

将来の職業選択の可能性を広げるため、学校において、様々な職業について調べたり、体験したりする機会の充実を図ること。

また、地域においても、大学生や専門学校生等の身近な世代との交流機会の充実を図ること。

◆ 企業との連携による機会の提供・プログラムの充実

多様な職業を知る機会を提供するため、企業と連携して、出張講座や職業体験等の機会の充実を図ること。

② 高校・大学進学に関する支援の充実

◆ 経済的支援の充実

希望する進路に進めるよう、高校や大学における教育費の負担軽減や、学校での奨学金制度の情報提供、手続支援を行うこと。

◆ 学校における情報提供の充実

給付奨学金を含めた奨学金制度についての情報提供や、卒業後の奨学金の返済方法や、将来設計へのアドバイスなど、個別の進路指導の充実を図ること。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、奨学金制度に関する保護者への情報提供等に努めること。

◆ 高等学校卒業程度認定試験受験者等に対する支援の充実

高等学校卒業程度認定試験等を目指す子どもに対する支援策を検討すること。

(3) 体験･経験機会(様々な体験･経験ができる)

① 様々な体験･経験ができる機会の提供

◆ 「絵本の読み聞かせ」の機会の充実

幼児期の子どもの発達とともに、子どもと保護者とのコミュニケーションの時間を確保するため、公的施設における絵本の読み聞かせ会や、保護者が読み聞かせの大切さや方法を学ぶ機会の充実を図ること。

また、外国人の子ども向けに、外国語の絵本の充実を図ること。

◆ 多様な文化･芸術に触れる機会の充実

多様な文化・芸術等に触れる経験を確保するため、美術館や博物館の子ども料金の無料化など負担軽減を図るとともに、低額な音楽教室や美術教室の開催に努めること。

また、子どもだけで多様な文化・芸術に触れるプログラムに参加できるよう、地域における機会の創出や、サポート体制を検討すること。

② スポーツ体験･経験ができる機会の提供

◆ スポーツができる場所･環境の充実

気軽にスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の開放を行うとともに、身近な公園や児童館等において身体を動かすことができる場所の充実を図ること。

また、気軽に参加できるよう、経済的な負担のないスポーツ・プログラムの開催や、地域の子ども向けスポーツ団体等へのサポートを検討すること。

③ 非日常の体験･経験ができる機会の提供

◆ 保育所･幼稚園･認定こども園･学校における非日常体験機会の充実

家庭以外でも多様な体験・経験をする機会を増やすため、保育所・幼稚園・認定こども園及び小・中学校等において、社会科見学や農業体験、動物との触れ合い、公共交通機関の利用体験など体験プログラムの多様化を図るとともに、体験機会の頻度の増加を図ること。

◆ 地域における非日常体験機会の充実

家庭以外でも非日常体験ができるよう、自治会による地域の行事や、支援団体が実施する体験プログラムなど、子どもだけで参加できる地域のイベントが充実されるよう支援すること。

2. 健やかな成育環境

(1) 所得・物質的な支援（必要な支援が受けられる・必要なものを持っている）

① 物質的援助

◆ **「食」の提供**

学校給食費の負担軽減や「フードバンク」の活用を図ること。

また、食の提供と共に、子どもの居場所や多世代の交流の場として活用するため、「子ども食堂」の充実を図ること。

◆ **「食」に関する家庭への啓発・支援の充実**

朝食を食べないことがないよう、保護者と子どもに対して、子どもの成長における朝食の重要性に関する啓発を継続して行うこと。

また、食事を作ることへの負担感を減らすため、簡単で栄養バランスの良い食事作りの普及に取り組むこと。

◆ **副教材に関する費用負担の軽減**

学校の授業に必要な様々な副教材について、学校の備品の貸与や卒業生が使用しなくなった副教材のリサイクルなど、負担軽減を図るための取組について検討すること。

② 金銭的支援

◆ **負担の大きい費用に対する支援の充実**

入学時にそろえる必要がある身の回りのもの（制服、ランドセル・鞄、体操服等）に対する負担軽減を図ること。

③ 保護者の就労・増収支援

◆ **保護者の就労・増収支援の充実**

経済的な自立を促進するため、保護者の就労支援、増収支援に取り組むこと。

(2) 生活習慣・生きる力(規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている)

① 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実

◆ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等生活の中での指導の充実

基本的な生活習慣が身についていない子どもに対して、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等において指導を行うこと。

◆ 子どもを通じた保護者の子育て力の向上

基本的な生活習慣が身についていない子どもの保護者に対して、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等において、子どもの行動を通じて基本的な生活習慣の重要性への気付きを与えること。

② 自分で生活する能力・技術の習得機会の提供

◆ 生活力の習得を目的とした授業や課外プログラムの提供

家事や金銭管理能力などの生活力を養えるよう、学校生活や授業で生活力の習得・向上を意識した取組を行うこと。

(3) 社会とのつながり(社会や人との関係がつくれる・持っている)

① 子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供

◆ 子どもと保護者で過ごす機会の提供

子どもと保護者のコミュニケーション機会の充実のため、子どもと保護者で参加できるイベントの実施や、低額な施設などの充実を図ること。

◆ 外国人の子どもと保護者へのコミュニケーションの支援

日本語の会話能力に差がある外国人の子どもと保護者のコミュニケーション支援のため、保護者に対し、日本語能力の育成を図ること。

② 子どもと社会とのつながりをつくる支援

◆ 楽しい学校生活の実現

子どもが学校生活を楽しく送れるよう、授業やカリキュラムの工夫や、課外活動の負担軽減を図った上で、充実させること。

また、不登校になるきっかけとして学習の遅れがあげられることから、学習習熟度の向上に取り組むこと。

◆ 子どもの居場所の充実

社会性を身につけ、自己肯定感を育む場として、身近な地域での居場所づくりや、気軽に参加できるプログラムの充実を図ること。

また、場の提供に加え、子ども同士や大人との人間関係づくりや愛着形成、自己肯定感の形成など、心理的側面でのサポートに取り組むこと。

③ 地域とのつながりをつくる支援

◆ 学校施設を通じた地域とのつながりの促進

学校のグラウンドや空き教室等を活用し、子どもや保護者が地域の人と交流できる機会の提供を行うこと。

◆ 子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるしくみづくり

子どもを社会全体で育てる環境づくりのため、子どもや保護者が気軽に地域活動に参加でき、地域の人が子どもに積極的にかかわることのできる機会の充実を図ること。

3. 支援体制の充実

(1) 支援へのつなぎ（情報発信の充実・サポート、分かりやすいしくみ・窓口）

① 支援制度等に関する情報発信の強化

◆ 専門機関以外での情報発信の充実

支援を必要とする人に、支援機関や支援制度に関する情報が届くよう、専門機関以外での情報提供や複数の情報発信ツールの活用など、情報発信力を強化すること。

また、子どもに対しても、支援制度に関する正しい情報が伝えられるよう工夫すること。

◆ 分かりやすい情報発信の工夫

保護者によっては、障害や言語の壁などにより情報の理解が難しいケースもあることから、情報発信の際には分かりやすく記述するとともに、多言語化に取り組むこと。

② 各種手続きに関するサポート体制の充実

◆ 情報・制度を活用できるようにするためのサポート体制の充実

障害や言語の壁などにより、申請等が難しい保護者を支援するため、申請方法や相談窓口について分かりやすく記述するとともに、サポート体制の充実を図ること。

③ 気になる家庭の早期発見体制の強化

◆ 窓口への来訪機会の創出

支援が必要な子どもを早期に発見するため、公的機関との接点がなく、地域とのかかわりが薄い保護者が、気軽に相談窓口に行くことができるようなきっかけづくりを検討すること。

また、支援を受け入れない家庭に対しても、子どもの最善の利益の観点から、可能な限りのアプローチをすること。

◆ ライフライン関係機関との連携

水道・ガス・電気・電話などの公共料金の未払いがある家庭に対し、必要な支援へつなげていくため、支援機関と関係企業との連携・情報共有を図ること。

(2) 途切れのない支援(機関・職種間での役割分担・連携)

① 相談・サポートに対する抵抗感の払拭

◆ 子育て支援事業における専門職と保護者のかかわりの充実

保護者が子育ての悩みや生活上の課題を抱えこまず、相談の抵抗感が下がるよう、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や乳幼児健康診査等の機会を通じて、保健師などの専門職と保護者とのかかわりを充実させること。

また、身近な相談機関として子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援を行うこと。

◆ 医療機関と保健・福祉との連携

支援を必要とする家庭を早期に発見し、必要な支援へつなげていくため、行政と医療機関が連携して、悩みや課題を抱える保護者のサポートや、母子保健事業に関する理解促進、必要な支援制度に関する情報発信に取り組むこと。

② 成育記録・情報に関する共有・引き継ぎの徹底

◆ 引き継ぎしやすい成育情報の管理、共有等の整備

切れ目のない支援の実現に向け、子どもの成育情報や家庭に関する情報の管理、引き継ぎのルール化や情報の一元化など、情報共有のあり方を検討すること。

◆ 受入機関が子どもを知る機会の確保

学校の入学・進学時など、新たにかかわりを始める機関がスムーズに支援を継続できるよう、送り出す機関が書類の引き継ぎだけでなく、子どもや家庭の状況や、それまでの支援の状況などを適切に伝えられるような仕組みを検討すること。

③ 各専門機関・専門職の役割の明確化・見直し

◆ 専門職間のネットワーク構築

専門職が互いの役割を確認し、相互の理解を深めるとともに、組織的なネットワークを構築するため、複数の専門職種による事例検討会の開催や研修の合同実施等を行うこと。

(3) 支援者の確保(支援者の育成、確保のためのしくみ、適正配置)

① 適正な人員配置体制

◆ 人員配置の適正化

スクールソーシャルワーカー、保健師、スクールカウンセラーなどの専門職の役割を明確にした上で、適正な人員配置を行うこと。

◆ 専門職の雇用の安定化

新たな人材の確保と経験豊富な人材の退職を防ぐため、専門職の雇用の安定化を検討すること。

また、専門職の対応力の強化を図るため、研修の充実を図るとともに、スーパーバイザー体制を構築するなど、支援体制を整備すること。

② NPOなどの支援団体の確保・育成

◆ 支援団体の活動支援

学習支援事業（無料学習塾）や子ども食堂、外国人向けの日本語学習教室が身近な地域で実施されるよう、ＮＰＯなどの支援団体及びボランティアに対する支援や、公共施設における場の提供などを行うこと。

◆ 支援団体のネットワーク構築

支援団体の活動内容の充実を図るため、支援団体のネットワーク化や、活動情報の一元化に取り組むこと。

③ ボランティア等の支援者の確保

◆ 大学との連携

学習支援事業（無料学習塾）の充実を図るため、子どもと年齢が近い大学生ボランティアの養成を行うこと。

また、大学へ学習支援事業に対する協力依頼を行い、大学生に学習支援ボランティア活動への意欲喚起等を行うこと。

◆ 自治体としてのボランティア人材バンクの構築

学習支援事業（無料学習塾）のボランティアを確保するため、自治体がボランティアの紹介ができるよう、人材バンクを構築すること。

◆ 学習支援ボランティアの対象年齢の拡大

学習支援事業（無料学習塾）における支援の対象を小学生まで拡げていくため、学習支援を行うボランティアの対象年齢を中学生・高校生に広げること。